

# 「切れ目のない保育のための対策」として実施する主な取組①

## 待機児童対策の横展開

### ○厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等

3月緊急対策

- ・ 国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を推進するため、待機児童解消に向けた以下の緊急対策会議を開催。（平成28年4月18日に1回目を開催）
- ・ 厚生労働大臣と、待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議
- ・ 待機児童対策緊急部局長会議

### ○事例集の作成等、自治体ごとの好事例の横展開

新規予算非関連

- ・ 待機児童解消のための取組を積極的に行っている自治体において、効果の高い取組やその取組方法等について、事例集として取りまとめるほか、緊急対策会議などの会議の場で事例等を共有するなど、その横展開を図る。

### ○自治体からの優良事例・課題・要望等の受付

3月緊急対策

- ・ 自治体における子ども・子育て支援新制度施行後の待機児童対策の現状等について、専用アドレスを設置し、優良事例・課題・国への要望等を随時受付する。

### ○厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集

3月緊急対策

- ・ 厚生労働省ホームページによる、保育に関する国民からのご意見を募集し、結果を公表。
- ・ 「保活」（子どもを保育園等に入れるために保護者が行う活動）について、国民からのご意見もあわせて募集し、結果を公表。

### ○「保活」の実態を調査

3月緊急対策

- ・ 「保活」についての具体的状況、保護者の負担等を把握し、より保護者目線に立った施策展開に資するため、平成28年4月入園に向けた「保活」の実態調査を実施し、結果を公表。
- ・ 「保活」の実態調査結果を踏まえ、利用調整に係る基準の公表、優先入所に係る取扱いについての配慮、保育コンシェルジュの設置促進について、自治体に対し事務連絡を发出。

# 「切れ目のない保育のための対策」として実施する主な取組②

## 0～5歳児の受け皿整備

### ○保育園等の整備の推進 28補正 29要求

- ・ 待機児童解消加速化プランに基づき、必要となる保育園の施設整備費等を支援。
- ・ 小規模保育事業所の整備に当たっては、平成27年度補正予算から新たに「保育所等整備交付金」に追加。
- ・ 平成29年度の保育の受け皿拡大を2万人分前倒しして実施。特に、待機児童の多い都市部の実情に鑑み、保育園分園や小規模保育事業所の施設整備等を進める。
- ・ 近隣住民等に配慮した防音対策として、保育園等（既存園を含む。）に防音壁の設置に要する経費を支援。
- ・ 施設の防犯対策を強化する観点から、非常通報装置・防犯カメラ設置など必要な安全対策を進める。

### ○企業主導型保育事業の推進 3月緊急対策

- ・ 4月に創設した企業主導型保育事業（事業所内保育を主軸とした新規の保育事業）について、特色・メリットを活かした事業展開を図る。

### ○改修費支援の拡充 3月緊急対策 29要求

- ・ 保育対策総合支援事業費補助金の各種改修費事業を、「保育所等改修費等支援事業」に一本化するとともに、現行の基準額を32,000千円に引上げ。
- ・ 定員拡大を図る場合や老朽化に伴う既存施設の改修においても補助対象とする。

### ○保育園等への臨時的な受入れ強化の推進 3月緊急対策

- ・ 人員配置や面積基準について、国の定める基準を上回る基準を設定している市区町村において、国の基準を上回る部分を活用して、一人でも多くの児童を受け入れるよう、市区町村に対して要請。

### ○認可化移行運営費・改修費支援の要件緩和 3月緊急対策 29要求

- ・ 自治体が単独補助を行っている、認可外保育施設（認証保育所等）に対する認可化移行運営費支援事業及び認可化移行改修費支援事業の要件を緩和（5年以内の認可化移行条件の撤廃）するとともに、利用者負担5,000円分の運営費を支援。

# 「切れ目のない保育のための対策」として実施する主な取組③

## ○認可基準を満たす施設の積極的な認可の要請 **3月緊急対策**

- ・ 「客観的な認可基準を満たした場合には、認可権者である自治体は認可しなければならない」とされている新制度の基本的考え方を、待機児童のいる自治体に対して徹底。特に、待機児童がいて、事業者の参入意欲があるにも関わらず、積極的に認可をしない自治体の運用について、是正を要請済み。

## ○定員超過入園に伴う公定価格の減額調整の緩和 **3月緊急対策**

- ・ 連続する過去の2年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に、3年目以降に公定価格が減額される取扱いについて、その期限を延長（「連続する過去の2年度間」を「連続する過去の5年度間」に変更）。

## ○緊急的な一時預かり事業等の活用（緊急一時預かり事業） **3月緊急対策**

- ・ 保育園等への入所が決まるまでの間、待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業（一般型、地域密着型、訪問型）を活用・拡充し、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスの提供を推進。
- ・ 一般型、地域密着型による一時預かりについては、利用者負担割合について、現在事業費の概ね2分の1として単価設定しているものを、概ね3分の1として単価設定し直し、月額保育料水準が概ね5万円程度にとどまるよう、国の補助単価を現行の3分の4に見直し。（訪問型についても同様）

## ○地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用した一時預かりの推進 **3月緊急対策** **29要求**

- ・ 地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用して、緊急的に待機児童の一時預かりを実施するため、保育対策総合支援事業費補助金の「保育環境改善等事業」に、新たに一時預かり事業を実施するための改修費事業も補助対象とする。（1施設当たりの基準額：32,000千円）

# 「切れ目のない保育のための対策」 として実施する主な取組④

## 0歳児への対応

- 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援 **29要求**
  - ・ 育児休業明けに1歳（半）で保育サービスの利用を開始する際に、保育サービスを利用できるよう「入園予約制」を導入するとともに、保育サービスの利用開始までの間、各種子育て支援サービスの利用助成を実施。
- 保育サービスと接続のとれた育休期間の延長の検討 **29要求** **新規予算非関連**
  - ・ 保育サービスと接続のとれた育児休業期間の延長について検討する。

## 0～2歳児の受け皿整備

- 小規模保育や家庭的保育の整備 **3月緊急対策** **28補正** **29要求**
  - ・ 待機児童の7割を占める1・2歳児の受け皿確保のため、小規模保育事業所や家庭的保育事業の設置を促進。
  - ・ 小規模保育事業所の整備に当たっては、平成27年度補正予算から新たに「保育所等整備交付金」に追加。（再掲）
  - ・ 保育対策総合支援事業費補助金の各種改修費事業を、「保育所等改修費等支援事業」に一本化するとともに、現行の基準額を32,000千円に引上げ。（再掲）
- 幼稚園の小規模保育事業所の設置及び認定こども園への移行支援 **28補正** **29要求**
  - ・ 幼稚園における1・2歳児の受入れを促進するため、幼稚園が小規模保育事業所の設置や認定こども園への移行を行う場合の支援を充実。

# 「切れ目のない保育のための対策」 として実施する主な取組⑤

## 3～5歳児の受け皿整備

### ○サテライト型小規模保育事業所の設置支援 **29要求**

- ・ 3歳児以降の継続的な保育サービス確保のため、3歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置を支援する。

### ○幼稚園の預かり保育への支援強化等 **3月緊急対策** **29要求**

- ・ 「一時預かり事業（幼稚園型）」の補助単価のうち、長時間加算について、時間の長短にかかわらず100円としているところ、時間に応じて加算する仕組みに見直す（最大で300円に増額）。私学助成による預かり保育についても、長時間の預かりに対する補助を充実する。
- ・ 「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」について、認定こども園への移行要件の緩和（5年以内という期限の撤廃、幼稚園が小規模保育事業を実施する場合も可とする）とともに、職員配置要件等を緩和する。

# 「切れ目のない保育のための対策」として実施する主な取組⑥

## 土地等の確保の支援

- 保育所等整備交付金における資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化** **3月緊急対策** **28補正** **29要求**
  - ・ 資材費等の高騰などを踏まえ、保育所等整備交付金の「土地借料加算」について、工事着工前の土地借料についても補助対象とするとともに、現行の基準額である21,200千円から42,400千円に引上げ。
- 定期借地権設定時における一時金に対応するための加算の創設** **3月緊急対策** **28補正** **29要求**
  - ・ 定期借地権契約により土地を確保する場合について、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対して、国税局長が定める路線価の2分の1相当額を補助。
- 賃借料の高騰に対応した賃借料への支援強化** **29要求**
  - ・ 賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育園について、公定価格における賃借料加算との乖離分を支援。
- 小学校の余裕教室、公有地、公民館、公園、郵便局等の活用** **3月緊急対策** **28補正** **29要求**
  - ・ 小学校の余裕教室、公有地、公民館、公園、郵便局等地域の余裕スペースを活用した保育園等の整備を促進するため、保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用促進加算」について、現行の基準額である標準3,100千円から13,494千円、都市部3,400千円から14,844千円に引上げ。
  - ・ 保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用促進加算」については、公園などの都市施設を活用した場合も加算の対象となることを明示。
- 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化** **新規予算非関連**
  - ・ 保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能である旨を通知等により明確化する。

# 「切れ目のない保育のための対策」 として実施する主な取組⑦

## 保育人材の確保・保育サービスの質の確保

- ベースアップを中心とした賃金引き上げの推進 **29要求**
  - ・ 保育園等における保育士等の追加的な処遇改善の実施に伴い、処遇改善に係る加算について、基本給による賃金改善を推進する方策を講じる。
- 賃金台帳のチェックの導入による賃上げ実施の推進 **新規予算非関連**
  - ・ 保育士等への処遇改善について、指導監査において賃金台帳を確認し、適切に賃上げが行われるよう指導する仕組みを設ける。
- 保育園等におけるICT化の推進 **3月緊急対策**
  - ・ 保育園等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT化推進のための保育システムの購入に必要な費用を支援。
  - ・ 保育園等における事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置に必要な費用を支援。
- 保育士修学資金貸付の拡充 **3月緊急対策**
  - ・ 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付けについて、補助率を拡充（3/4→9/10）。また、自治体負担分（1/10）についても、特別交付税を措置。
- 保育補助者の雇上げ支援 **3月緊急対策** **28補正**
  - ・ 保育士の業務負担軽減を図るための保育補助者の雇上げにかかる費用を貸付。（保育補助者が3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還免除）
  - ・ 短時間勤務の保育補助者の雇上げにかかる費用を補助。
  - ・ さらに、施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育園等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置できるよう、雇上費の貸付を拡充。（1名→2名。保育補助者が3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還免除）

# 「切れ目のない保育のための対策」として実施する主な取組⑧

## ○未就学児をもつ保育士の保育料の一部貸付 **3月緊急対策**

- ・ 未就学児をもつ保育士に対し、保育料の半額（1年分）を貸付。（2年間保育園等に勤務することにより返還免除）

## ○未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 **28補正**

- ・ 保育園等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援。（2年間保育園等に勤務することにより返還免除）

## ○就職準備金の貸付 **3月緊急対策**

- ・ 潜在保育士が保育園等に再就職する場合の再就職準備金（20万円）を貸付。（2年間保育園等に勤務することにより返還免除）

## ○潜在保育士に対する再就職準備金の拡充 **28補正**

- ・ 保育士の確保が特に困難な地域において、潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付額を倍増。（20万円→40万円。2年間保育園等に勤務することにより返還免除）

## ○保育人材の資質向上・キャリアアップのための研修の推進 **3月緊急対策**

- ・ 保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修
- ・ 新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修
- ・ 保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修
- ・ 保育園等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

## ○保育士宿舎借り上げ支援事業の拡充 **29要求**

- ・ 保育士の宿舎借り上げ支援事業については、採用されてから5年以内の者を要件としていたが、当該要件を撤廃し、対象範囲を拡大



# 「切れ目のない保育のための対策」として実施する主な取組⑨

## ○保育士・保育所支援センターにおけるマッチング支援の強化 **29要求**

- ・ 保育士・保育所支援センターについて、求人・求職が多い都市部における再就職支援の強化を図るため、マッチング等の実績のある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。
- ・ 多様な保育人材の確保を図るため、保育士・保育所支援センターにおいて子育て支援員研修等を実施するとともに、研修修了者を小規模保育事業所等とのマッチングを図る。

## ○市区町村における保育人材確保への支援 **29要求**

- ・ 都道府県を中心に行われている保育人材確保について、潜在保育士の再就職支援や新卒者の人材確保、就業継続支援に積極的に取り組む市区町村を支援。

## ○保育園等における業務の集約化の推進 **29要求**

- ・ 保育園等における業務効率化のため、複数の施設で行われている業務を1つの施設でまとめて実施する「業務集約化」を推進。

## ○認可外保育施設における事故防止等推進事業 **28補正**

- ・ 事故防止や事故後の検証及び施設の防犯対策を強化する観点から、カメラの設置等、認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設での事故予防・防犯対策に必要な費用を支援。

## ○保育園等における事故防止の取組強化 **29要求**

- ・ 保育園等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回指導を支援。

## ○保育事業者の届出、運営状況報告のICT化推進による業務負担の軽減 **29要求**

- ・ 保育事業者からの届出、運営状況報告の受付・審査等を行う都道府県等に対し、保育事業者の負担軽減のためのシステム導入などICT化推進に係る費用を支援。

# 「切れ目のない保育のための対策」 として実施する主な取組⑩

- 保育関連事業主の雇用管理の改善（魅力ある職場づくり）** **28補正** **29要求**
  - ・ 職場定着支援助成金を拡充し、保育関連事業主を対象とした短時間正社員制度の導入に対する助成及び賃金テーブルの設定等に対する助成を創設。
- 非正規雇用の保育士のキャリアアップの促進** **28補正** **29要求**
  - ・ 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成。

# 「切れ目のない保育のための対策」として実施する主な取組⑪

## 保護者や地域のニーズへの対応

- 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開 **3月緊急対策** **29要求**
  - 「利用者支援事業」を活用して保育コンシェルジュの設置促進を図るとともに、夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に（1か所当たり年額）1,873千円を加算。
- 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化 **3月緊急対策** **29要求**
  - 保育対策総合支援事業費補助金で実施している「民有地マッチング事業」を拡充し、保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施などを行う「地域連携コーディネーター」の配置を支援。
- 利用調整に係る市区町村の基準の公表 **新規予算非関連**
  - 利用調整における選考過程の透明化を図ることで保育園等の入所申込者の十分な理解が得られるよう、利用調整に当たって優先順位付け等を行っている市区町村に対し、考慮要素となる項目や基準等の公表及び周知に努めるよう周知。
- 広域的保育所等利用事業の促進 **3月緊急対策**
  - 保育対策総合支援事業費補助金で実施している「広域的保育所等利用事業」について、市区町村の圏域を超えた利用が可能な旨を明記。
  - 子ども送迎センターから公費補助を受けている保育施設や保育の必要性の認定を受けた子どもを受け入れる幼稚園への送迎、1か所の認可保育園等への送迎も補助対象とするなど要件を緩和。
- 小規模多機能型サービスの普及 **29要求**
  - 地域における多様な子育てニーズに対応するため、NPO法人、民間企業等が、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び放課後児童クラブ事業を一体的に実施する、「小規模多機能型サービス」の実施に必要な改修費を支援。

# 「切れ目のない保育のための対策」として実施する主な取組⑫

## ○保育所入所不承諾通知書の名称・様式の改定 **3月緊急対策**

- ・ 「保育所入所不承諾通知書」については、保育サービスを希望する保護者の個別ニーズや状況にあった利用調整の一環として行うものであることを踏まえ、その名称や様式を改定。

## 多様な就労形態に応じた保育サービス

## ○土曜日共同保育の実施可能であることの明確化 **3月緊急対策**

- ・ 土曜日の保育の利用が少ない場合について、保育士の勤務環境改善等に資するため、近隣の保育園等が連携し、1か所の保育園等で共同保育することが、公定価格の減額なく可能であることを明確化。

## ○通常保育時間終了後の保育サービスの拡大（夜間保育等） **29要求**

- ・ 家庭的保育、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター事業等の活用により、延長保育を含めた通常保育終了後の保育サービスを拡大し、保護者による希望保育園等の選択の幅を広げ、より多くの子どもの受入れにつなげる。

## ○医療的ケア児への保育での対応 **29要求**

- ・ 保育園における看護師等を中心に保育士等と連携した医療的ケア児の受入体制の方策を検討するため、「医療的ケア児保育支援モデル事業」を創設し、3年間事業を実施した上で、医療的ケア児の受入体制のあり方を検討する。